

目 次

V. 航空機乗組員付加検査関係

航空運送事業に使用される航空機に 60 歳以上の航空機乗組員を 乗務させる場合の基準（国空航第 150 号・国空乗第 91 号）	----- V - 1
航空身体検査付加検査実施要領（国空乗第 92 号）	----- V - 4

平成12年 1月28日制定 (空航第100号・空乗第23号)
平成12年 6月 2日一部改正 (空航第420号・空乗第97号)
平成14年 2月 1日一部改正 (国空航第1221号・国空乗第1649号)
平成15年 4月 8日一部改正 (国空航第1299号・国空乗第1672号)
平成16年 8月25日一部改正 (国空航第483号・国空乗第185号)
平成19年 5月28日一部改正 (国空航第150号・国空乗第91号)

国土交通省航空局技術部長

航空運送事業に使用される航空機に60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合の基準

1. 目的

この基準は、本邦航空運送事業者が行う航空運送事業に使用される航空機に60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合の基準を定めることを目的とする。

2. 基準

2-1 国際航空運送事業に使用される航空機、又は国際航空輸送を除く航空運送事業に使用される客席数が60を超える航空機若しくは最大離陸重量が25,000キログラムを超える航空機に60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合の基準は、以下のとおりとする。

- (1) 耐空証明において最少乗組員数が2人以上と指定されている航空機に乗務する操縦士及び航空機関士の年齢の上限は、65歳未満とする。ただし、60歳以上の操縦士は1機に1人に限る。
- (2) 耐空証明において最少乗組員数が1人と指定されている航空機に乗務する操縦士の年齢の上限は、次のとおりとする。
 - ① 国際有償運航に乗務する操縦士の年齢は、60歳未満とする。
 - ② 国内有償運航又は国際・国内無償運航に乗務する操縦士の年齢は、65歳未満とする。ただし、当該操縦士の他に当該運航に適した資格等を有する60歳未満の操縦士が乗務すること。
- (3) 63歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合には、緊急時における対応等の項目について定期訓練時等に付加的な訓練を実施するものとし、その具体的な内容を運航規程又は同附属書に定めること。
- (4) 60歳以上の航空機乗組員は、別に定める「航空身体検査付加検査実施要領」（以下「要領」という。）に定める検査（以下「付加検査」という。）を受け、これに合

格していること。

- (5) 60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合であって、付加検査の間診等の結果、疲労、時差等について考慮する必要がある航空機乗組員については、乗務割等について配慮を行うこと。

2-2 国内において路線を定めて行う航空運送事業に使用される客席数が60以下であり、かつ、最大離陸重量が25,000キログラム以下の航空機に60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合の基準は、以下のとおりとする。

(1) 62歳未満の者を乗務させる場合

- ① 機長のみで運航できる場合(注)であっても、機長以外の操縦士であって、事業用操縦士の資格についての技能証明(ヘリコプターの場合は型式限定の資格を有すること。)及び計器飛行証明(飛行機の場合に限る。)を有する者を乗務させること。

(注) 耐空証明において最少乗組員数が1人と指定されている航空機であって、客席数が9以下のもので有視界飛行方式により飛行を行う場合。

- ② 機長又は機長以外の操縦士のいずれかは60歳未満であること。

- ③ 運航規程に次の項目を規定し認可を受けること。

ア. 乗員は、自ら乗務に適した健康状態を維持するとともに運航に影響を及ぼすような心身の異常を自覚した場合には乗務しないこと。

イ. 乗員は、職務の遂行に当たり、心身に支障のない状態にあることを相互に確認しあうこと。

ウ. 運航管理者、運航管理担当者等は、乗員の心身が飛行に支障のある状態にあることが判明した場合には、当該飛行を実施させない等所要の措置をとること。

(2) 62歳以上の者を乗務させる場合であって、国内有償運航を行う場合

- ① 耐空証明において最少乗組員数が2人以上と指定されている航空機に乗務する操縦士の年齢の上限は、65歳未満とする。ただし、60歳以上の操縦士は1機に1人に限る。

- ② 耐空証明において最少乗組員数が1人と指定されている航空機に乗務する操縦士の年齢の上限は、65歳未満とする。ただし、当該操縦士の他に当該運航に適した資格等を有する60歳未満の操縦士が乗務すること。

- ③ 63歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合には、緊急時における対応等の項目について定期訓練時等に付加的な訓練を実施するものとし、その具体的な内容を運航規程又は同附属書に定めること。

- ④ 62歳以上の航空機乗組員は、要領に定める付加検査を受け、これに合格していること。

(3) 60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合であって、付加検査の間診等により、

疲労、時差等について考慮する必要がある航空機乗組員については、乗務割等について配慮を行うこと。

附 則

1. この基準は、平成12年2月1日から適用する。
2. 「定期航空運送事業、定期航空運送事業者が行う不定期航空運送事業(二地点間旅客輸送及び二地点間ヘリ輸送を除く。)、又は国際不定期航空運送事業に使用される航空機に60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合の基準」(平成8年9月24日付け空航第661号/空乗第186号)及び「二地点間旅客輸送及び二地点間ヘリ輸送に60歳以上の操縦士を乗務させる場合の基準」(昭和63年9月7日付け空航第796号(平成8年9月24日までの改正を含む。))、以下両通達を「旧通達」という。)は、廃止する。
3. 旧通達に基づき実施された航空身体検査付加検査は、本基準に基づくものとみなす。

附則(平成12年6月2日)

1. この基準は、平成12年6月2日から適用する。

附則(平成14年2月1日)

1. この基準は、平成14年2月1日から適用する。

附則(平成15年4月8日)

1. この基準は、平成15年4月8日から適用する。

附則(平成16年8月25日)

1. この基準は、平成16年9月1日から適用する。
2. 当面の間、2-1(1)のうち、無償運航については、1機に60歳以上の操縦士は1人に限るとする基準は適用しないことができる。ただし、当該無償運航においては、航空機に乗務する操縦士の年齢の上限は、63歳未満とする。

附則(平成19年5月28日)

1. この基準は、平成19年5月28日から適用する。

平成19年5月28日制定（国空乗第92号）

国土交通省航空局技術部乗員課長

航空身体検査付加検査実施要領

1. 目的

本要領は、航空運送事業者が「航空運送事業に使用される航空機に60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合の基準」（平成12年1月28日付空航第100号・空乗第23号、その後の改正を含む。）（以下「基準」という。）に基づいて60歳以上の航空機乗組員（以下「加齢航空機乗組員」という。）を乗務させる場合において、加齢航空機乗組員が航空身体検査証明に係る検査に加えて受検すべき検査（以下「付加検査」という。）について、その検査方法、判定基準及び実施方法の詳細を定めることを目的とする。

2. 検査項目、実施時期、検査方法等

基準2-1（4）及び基準2-2（2）④に規定する付加検査の項目は次のとおりとし、各項目の実施時期、検査方法等について別紙のとおり定める。

- ①医師問診
- ②呼吸機能検査
- ③血清脂質検査
- ④安静時心電図
- ⑤ホルター心電図
- ⑥トレッドミル負荷心電図
- ⑦心エコー検査
- ⑧頭部MRI検査

なお、基準2-2（2）④に規定する付加検査は、本要領中「60歳時」を「62歳時」と読み替えてこれを適用する。

3. 検査機関

我が国の加齢航空機乗組員の実績を踏まえ、加齢に関する医学的調査を行い、付加検査の内容について更に見直しのための検討を行う必要があるため、付加検査及びその結果判定は、原則として財団法人航空医学研究センター（以下「医学センター」という。）において一元的に取り扱う。

4. 付加検査の申請

- (1) 加齢航空機乗組員の乗務を希望する場合は、当該人の航空身体検査の記録（直近のもの）及び付加検査データ（航空身体検査指定機関等で取得した別紙に定める検査データをいう。以下同じ。）を添付した航空身体検査付加検査申請書（様式－1）を医学センターに提出しなければならない。
- (2) (1)において、航空身体検査基準の一部に適合しないため国土交通大臣の判定を申請し、条件付き合格（航空身体検査マニュアル 旧Ⅱ－8対象者及びⅡ－4－5特別判定指示対象者を含む。）の判定を受けた者（以下「大臣判定条件付き合格者」という。）が加齢航空機乗組員としての乗務を希望する場合には、付加検査の申請に先立ち、付加検査受検の可否について国土交通大臣の判定を仰がなければならない。
（6. 参照のこと。）

5. 付加検査の実施

- (1) 60歳時及び63歳時に実施する付加検査は、満60歳又は満63歳に達する日から遡ってそれぞれ6月を超えない日から受けることができる。ただし、満60歳に達した日以降、新たに付加検査を受ける場合は、検査実施時の年齢に拘らず60歳時検査を受けなければならない。
- (2) 6か月毎及び1年毎に実施する付加検査の項目は、以下のとおりとする。
 - ア. 定期運送用操縦士の資格を有する者（航空身体検査証明の有効期間が6か月の者）にあつては、60歳時又は63歳時の付加検査に合格した日以後の航空身体検査証明更新申請時に受検する。
 - イ. 定期運送用操縦士以外の資格を有する者（航空身体検査証明の有効期間が1年の者）にあつては、60歳時又は63歳時の付加検査に合格した日以後の航空身体検査証明更新申請時、又は航空身体検査証明の有効期間の始期から6か月を経過する時に受検する。
- (3) 63歳時の付加検査については、医学センターにおいて、医学センターに所属する指定航空身体検査医（以下「センター指定医」という。）が提出された付加検査データに基づいて面談を行う。
- (4) センター指定医が付加検査データ以外の検査データについて照会を行おうとする場合には、センター指定医は航空身体検査付加検査照会状（様式－4）（以下「付加検査照会状」という。）を申請者に送付する。付加検査照会状を受けた申請者は、航空

身体検査指定機関等で付加検査照会状に必要事項の記入を受けた後、医学センターに提出する。

6. 大臣判定条件付き合格者等の取扱い

- (1) 大臣判定条件付き合格者で、引き続き加齢航空機乗組員としての乗務を希望する者は、60歳の誕生日から遡って6か月以内に医学センターで航空身体検査を受検し、大臣判定の申請を行う。この場合、加齢航空機乗組員としての乗務を希望する旨を付記し、付加検査受検の可否について国土交通大臣の判定を仰がなければならない。なお、この際、過去の疾病の記録、乗務制限等に関するデータを提出すること。
- (2) 航空身体検査の結果、新たに航空身体検査基準の一部に適合しなくなった者で、加齢航空機乗組員としての乗務を希望する者は、センター指定医の指導のもとに、加齢航空機乗組員としての乗務を希望する旨を付記して付加検査受検の可否について国土交通大臣の判定を仰がなければならない。
- (3) (1) 及び (2) の大臣判定で付加検査受検が可と判定され付加検査に合格した者が加齢航空機乗組員として乗務している間の航空身体検査については、医学センターにおいて実施する。
- (4) 加齢航空機乗組員が大臣判定を申請する場合（上記（1）及び（2）を除く。）は、加齢航空機乗組員としての乗務を行っている旨を付記して申請する。

7. 検査結果の判定等

- (1) 付加検査の結果の判定は、センター指定医が別紙の判定基準に基づき行う。
- (2) センター指定医は、大臣判定時に付加検査の受検が可能と判定された場合においては、付加検査における当該項目の判定についても、付加検査時に変化が見られない限り適合とすることができる。
- (3) センター指定医は、付加検査の判定結果を航空身体検査付加検査結果通知書（様式-5）により申請者に通知するとともに、航空身体検査付加検査結果報告書（様式-6）により航空局技術部乗員課長に報告する。
- (4) 付加検査の結果不合格となった者が加齢航空機乗組員として乗務することについて国土交通大臣の判定を受けようとする場合には、センター指定医の指導のもとに、加

齢航空機乗組員としての乗務を希望する旨を付記して大臣判定の申請を行うこと。

8. その他

航空運送事業者は、自社の健康管理体制において加齢航空機乗組員の健康状態を把握するとともに、加齢航空機乗組員が身体検査基準に適合しない等心身上の理由により付加検査の更新を行わない場合には、医学センターを通じ航空局技術部乗員課長にその旨報告する。

附則（平成19年5月28日）

1. 本要領は、平成19年5月28日から適用する。
2. 本要領の適用により、「航空身体検査付加検査に係る運用について（平成16年8月25日付国空乗第191号）」は、廃止する。

付加検査項目	実施時期	検査方法	必要となるデータ	判定基準
①医師問診	・60歳時 ・63歳時 ・6か月毎	加齢航空機乗組員用医療情報提供書(様式-2)及び加齢航空機乗組員用健康調査票(様式-3)による。	様式-2及び様式-3の原本。	異常所見のないこと。
②呼吸機能検査	・60歳時	スパイロメーターにより実施する。(％肺活量、一秒率を測定する。)	スパイロメータにより得られた結果の原本及び所見。	航空身体検査マニュアルⅢ-2-1に準ずる。
③血清脂質検査	・60歳時 ・63歳時 ・1年毎	空腹時採血により血清総コレステロール、中性脂肪、LDL-コレステロール及びHDL-コレステロールを測定する。	検査報告書の原本。	血清脂質検査に異常を認めた場合は、重大な動脈硬化性疾患がないことを確認する。
④安静時心電図	・60歳時 ・63歳時 ・6か月毎	標準12誘導法による。	検査記録の原本及び所見。	航空身体検査マニュアルⅢ-3-2、3-3及び3-8に準ずる。
⑤ホルター心電図	・60歳時 ・63歳時	ホルター心電計を用いて2チャンネルで24時間の連続測定を行う。	検査記録及びサマリーチャートの原本並びに所見。	航空身体検査マニュアルⅢ-3-8に準ずる。
⑥トレッドミル負荷心電図	・60歳時 ・63歳時	運動負荷は原則としてBruce法あるいはBruce変法による。なお、運動負荷量は、年齢相当最大心拍数の85%以上とすること。	検査記録及びサマリーチャートの原本並びに所見。	負荷陰性であること。ただし、疑義があれば、負荷心筋シンチグラムで心筋虚血がないことを確認すること。
⑦心エコー検査	・60歳時	超音波心断層法による。	検査記録の原本及び所見。	航空身体検査マニュアルⅢ-3-2、3、4、5、6及び7に準ずる。
⑧頭部MRI検査	・60歳時 ・63歳時	頭頂部から延髄(大後頭孔部)までの範囲を、前交連と後交連を結ぶライン(AC-PC line)に平行に、5または6mmスライス厚でおよそ20枚撮影する。撮像シーケンスはT1強調、T2強調、FLAIR法の3パターンの水平断で行う。	MRIフィルムの原本及び所見。	重大な脳萎縮、脳室拡大又は脳梗塞巣等の異常所見がないこと。

航空身体検査付加検査申請書

平成 年 月 日

財団法人
航空医学研究センター理事長 殿

申請者 氏名 _____ 印

生年月日 昭和 年 月 日 _____

満年齢 _____ 歳

会社名 _____

技能証明番号 _____

検査開始日 平成 年 月 日 _____

下記の検査を受けたいので申請します。

- 申請区分：
1. 満60歳時に実施する検査
 2. 満63歳時に実施する検査
 3. 60歳を超えて6ヶ月・1年毎に実施する検査

加齢航空機乗組員用医療情報提供書

氏 名

生年月日

技能証明番号

BMI

血圧

喫煙（無、有 本/日）

直近の航空身体検査等についての情報

内科的側面（高脂血症・糖尿病等危険因子に関するコメントも含む）

外科・整形外科的側面

眼科的側面

耳鼻科的側面

精神科的側面

過去6ヶ月間の健康状態について

疲労度・睡眠状況について

薬品使用について

精神面について

その他

総合コメント

年 月 日

医療機関

医師

印

加齢航空機乗組員用健康調査票

氏名
 生年月日
 技能証明番号
 過去6ヶ月間の飛行時間
 主な飛行路線

最近6ヶ月間の、あなたの状況（期間について説明のある場合を除き）について
 下記の質問のうち該当する答えを○で囲んでください

1	最近の身体の具合は普通である	yes	no
2	食欲は普通にある	yes	no
3	便秘している	yes	no
4	胃・腸の具合が悪いことがある	yes	no
5	夜よく眠れない	yes	no
6	読書中やテレビを見ているときに居眠りしてしまうことがある	yes	no
7	強いいびきを指摘されることがある	yes	no
8	朝方は一番気分が良い	yes	no
9	何となく疲れる	yes	no
10	落ち着かず、じっとしてられない	yes	no
11	いつもよりいらいらする	yes	no
12	見ている中心が【ぼけたり、変形したり、色づいて】見えることがある	yes	no
13	ちらちら、ごみが浮いてみえる	yes	no
14	まぶしく感じることが多い	yes	no
15	鼻がつまりやすい	yes	no
16	鼻をよくかむ	yes	no
17	くしゃみがよく出る【いつも春先】	yes	no
18	以前より聴きにくいと感じる	yes	no
19	耳鳴りを感じる	yes	no
20	乗務中に、耳閉感を、時々感じる	yes	no
21	のどに異物感を感じる	yes	no
22	急に後ろをふりむくと、ふらつくことがある	yes	no
23	脳貧血や立ちくらみを時々おこす	yes	no
24	頭痛を感じることもある	yes	no
25	関節【指・手・膝等】が痛むことがある	yes	no
26	腰痛を感じることもある【乗務制限中、制限なし】	yes	no
27	胸に痛みを感じることもある	yes	no
28	動悸・息切れを感じることもある	yes	no
29	歯が時々痛む	yes	no
30	酒を飲まないで寝つけないことが多い	yes	no
31	酒を飲んだ翌日に、前夜のことをとところどころ思い出せないことがある	yes	no
32	せめて今日だけは酒を飲まないと思っても、つい飲んでしまうことが多い	yes	no
33	過去6ヶ月間に医療機関を受診した	yes	no
	Yesの場合詳細		
34	過去1年間に1週間以上の病欠をした	yes	no
	Yesの場合詳細		
35	現在常用している薬品がある	yes	no
	いつから		
	何のために（病名・症状）		
	何を（クスリ名）		
36	過去6ヶ月間に薬品（点眼薬・点鼻薬・外用薬も含む）を用いた	yes	no
	いつからいつまで		
	何のために（病名・症状）		
	何を（薬品名）		
	現在は（中止・継続）している		
	現在の状態は（完全に良い・まだ良くない）		
37	アルコールはどの位飲みますか		
	毎日 ・ 週 日程度 ・ 飲まない		
	一回量 ビール（ ）ml ・ 日本酒（ ）合 ・ ワイン（ ）ml		
	ウイスキー（シングルで ）杯 ・ 焼酎（ ）合 ・ その他（ ）		
38	喫煙をしますか	yes	no
	Yesの場合 本/日		

航空身体検査付加検査照会状

航空身体検査付加検査受検日

平成 年 月 日

会社名

技能証明番号

氏 名

殿

照会事項

平成 年 月 日 航空医学研究センター 医師

印

照会回答

平成 年 月 日 指定機関等名称

医師

印

結論

平成 年 月 日 航空医学研究センター 医師

印

航空身体検査付加検査結果通知書

平成 年 月 日

殿

貴殿から申請のあった下記検査の判定結果を通知します。

記

申請日 平成 年 月 日
付加検査受検日 平成 年 月 日

検査区分	判定結果
(1) 満60歳時の検査	合格・不合格
(2) 満63歳時の検査	合格・不合格
(3) 6ヶ月・1年毎の検査	合格・不合格
備考	

平成 年 月 日

財団法人 航空医学研究センター
理事長

印

指定航空身体検査医

印

航空身体検査付加検査結果報告書

平成 年 月 日

国土交通省航空局技術部
乗員課長 殿

財団法人 航空医学研究センター
理事長 印

下記 ほか 名に係る検査結果を
別添のとおり報告します。

記